

消 防 災 第 3 3 7 号
平成23年10月28日

各 都 道 府 県 知 事
殿
各 政 令 指 定 都 市 市 長

消 防 庁 長 官

消防団の充実強化について（通知）

東日本大震災をはじめ、新燃岳の噴火、新潟・福島豪雨及び台風12号・15号に係る災害等において、全国の消防団員の方々には献身的なご尽力をいただいているところです。

今更申し上げるまでもなく、地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等、地域の安心・安全の確保のうえで不可欠な組織であります。

しかしながら、全国的に見て消防団員の数は減少傾向にあり、かつては200万人以上いた消防団員が今では90万人を割る状況となっております。

地域の災害対策の責任者である各市町村長におかれては、地域住民の生命・身体・財産を守る観点から、消防団の施設・装備の充実、消防団員の処遇改善及び団員の確保など、消防団の充実強化を図り、地域の防災力を確保することを優先課題として取り組んでいただきたいと存じます。

各都道府県知事におかれては、消防団の重要性に鑑み、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して下記の内容を周知いただくとともに、消防団の充実強化について、是非とも各市町村に対して積極的に助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防団の施設や装備の整備等

消防団の施設や装備の整備については、施設整備事業（一般財源分）や防災基盤整備事業として、地方債措置と地方交付税措置を組み合わせた財政措置を講じているところであり、これらの措置を活用して、必要な消防団の施設や装備の充実に努めるようお願いします。

なお、消防庁においては、東日本大震災において多数の消防団員の方々が犠牲となられた教訓等を踏まえ、全国の消防団員の安全対策が急務であることから、本日国会に提出された平成23年度第3次補正予算案において消防団安全対策設備整備費補助金（国庫補助率1/3）を盛り込んだところであります。また、これに係る地方負担については、地方財政措置が講じられる予定であります。

このほか、大規模災害時における消防団活動のあり方や安全管理などについて関係省庁も含めて検討することとしております。

2 消防団員に対する報酬等の取扱い

(1) 報酬及び出勤手当について

非常勤の消防団員に関する報酬等については、法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところです。また、この報酬等については、普通交付税の基準財政需要額として算入されているところですが、各市町村の条例単価と交付税単価とを比べてみると、全国的に交付税単価より条例単価の方が低い状況にあります。

交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、条例単価が低い市町村におかれては、必要な単価の引上げ等を検討いただきますようお願いいたします。

(2) 報酬等の支給方法について

消防団員に対する報酬等の支給方法についても、法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところですが、報酬、出勤手当等は、その性格上本人に直接支給されるべきものと考えられ、適正な方法で支給されますようお願いいたします。

3 消防団員確保の取組について

消防団員の確保については、全ての活動に参加する消防団員（以下「基本団員」という。）の確保を基本とし、消防団員の処遇等の改善をはじめ、条例定数と実員数に乖離がある消防団にあっては、地域の防災力を向上させる観点から、その差を早急に埋める等、消防団員の確保に積極的に努めていただく必要があると考えます。

また、地域の防災力を維持・向上させるため、現行の消防団員の条例定数を確保・拡充する方向で十分な検討・考慮を行っていただきたいと存じます。

なお、基本団員の確保が困難な場合、ある特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（以下「機能別団員」という。）あるいは分団（機能別分団）の制度を導入・活用していただきたいと存じます。ただし、消防団は基本団員を確保することを原則としておりますので、基本団員を機能別団員に振り替えることのないようご留意願います。

さらに、消防団員の確保にあたっては、地域の商工会、自治会や自主防災組織などと協力し地域ぐるみで取組を進めていただきますようお願いいたします。

1. 消防団安全対策設備整備費補助金（第3次補正予算（案））

- (1) 補助対象設備
 ① 水災用資機材（ライフジャケット等）
 ② 夜間活動用資機材（投光器等）
- (2) 補助事業者
 市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）
- (3) 予算額
 1,994,568千円（1/3補助）

2. 消防団の勤務条件（一般団員）

	交付税単価	現実の平均単価	支給例
年額報酬	36,500円/年	25,356円/年 ※H21決算ベース	A団体 42,500円/年 B団体 174,000円/年 C団体 8,800円/年 D団体 16,000円/年
出動手当	7,000円/回	3,379円/回 ※H21決算ベース	A団体 3,000円/回 B団体 2,600円/回 C団体 1,000円/回 D団体 2,000円/回

3. 入団促進キャンペーン

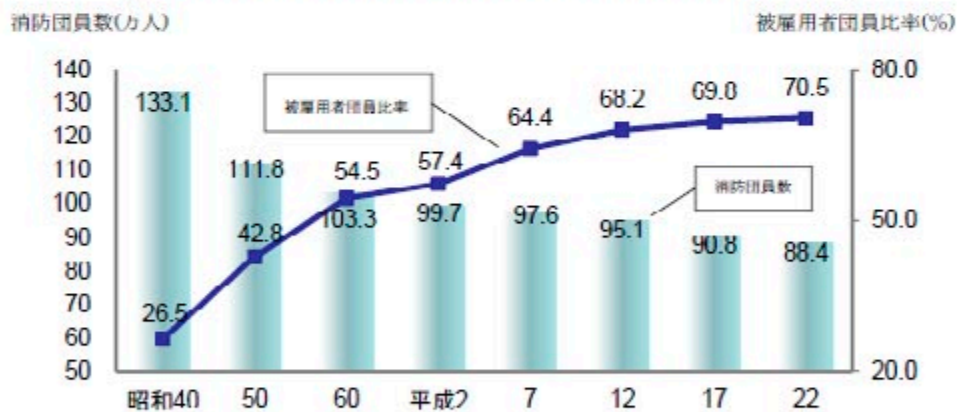
平成18年から、1月から3月までの期間を「消防団入団促進キャンペーン」と位置づけております。

平成24年のキャンペーンに向け、現在、ポスター・リーフレット等の準備を進めています。

※ 消防団員の確保策等については、平成22年12月「消防団の充実強化についての検討会」報告書を参照ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2212/221210_1houdou/02_houkokusyou.pdf

消防団員数と被雇用者（会社員）団員比率の推移



女性団員数と学生団員数の推移



29 東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等について（情報提供）
（平成23年10月31日）

事 務 連 絡
平成23年10月31日

岩手県、宮城県、福島県
茨城県、栃木県、千葉県、長野県 消防防災主管課 御中

消防庁消防・救急課
消防庁予防課

東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等について（情報提供）

標記について、厚生労働省社会・援護局総務課長より別添1のとおり「東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等の徹底について」（平成23年10月26日付け社援総発1026第1号）が通知されたところですので、お知らせします。

上記の通知において、「2. 消火器の設置場所の確認をはじめ、火災が発生した場合の消火器等による初期消火方法、通報要領及び避難方法について入居者等へ周知されるとともに、河川、井戸、消火栓及び防火水槽等の消防水利の状況を踏まえつつ、消防機関と連携の上、早期の消火体制の確保について検討されたい。」、「6. その他、消防関係機関との連携を図り、防火対策について万全を期すよう取り組まれたい。」とされていることから、貴県内の災害救助担当部局と連携の上、応急仮設住宅における適切な防火対策等の実施に努めていただくようお願いします。

また、貴県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知を図っていただきますようお願いいたします。

連絡先
消防庁消防・救急課、予防課
瀧内、松浦
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

社援総発 1026 第 1 号

平成23年10月26日

岩手県、宮城県、福島県

茨城県、栃木県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等の徹底について

建設された応急仮設住宅の防火対策については、東日本大震災の発災後初めての冬期を迎えるに当たり、暖房器具の使用が増え、火災の危険性が増加することから、貴職におかれましては、次の内容について御了知いただくとともに、関係市町村への周知及び仮設住宅入居者への注意喚起を行われたい。なお、この内容については、総務省消防庁へ協議済みであることを念のため申し添える。

記

1. 建設された応急仮設住宅の防火対策を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象となる。なお、具体的な整備にあたっては、それぞれの団地ごとの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施されたい。
 - ① 応急仮設住宅の屋外に設置されている消火器に加えて、各住戸内への消火器の設置。
 - ② 応急仮設住宅の屋外に設置されている消火器について、設置状況及び使用可能状況を確認し、追加設置や交換の実施
 - ③ 集会所、談話室へのAED（自動体外式除細動器）の設置。
（なお、設置に当っては、必要な場合に活用できるよう、管理者等を定めるなど適切な管理を行うこと。）
 - ④ 各住戸、集会所及び談話室内への非常ベルの設置。

2. 消火器の設置場所の確認をはじめ、火災が発生した場合の消火器等による初期消火方法、通報要領及び避難方法について入居者等へ周知するとともに、河川、井戸、消火栓及び防火水槽等の消防水利の状況を踏まえつつ、消防機関と連携の上、早期の消火体制の確保について検討されたい。
3. 秋の全国火災予防運動（11月9日～15日）に合わせるなど、応急仮設住宅入居者に対して防火についての注意喚起のために、掲示板等へのポスター等の掲示、ビラの各戸配布、関係者による巡回訪問の実施等に努められたい。
4. 応急仮設住宅の自治会等による防火訓練（消火器及びAEDの使用方の講習を含む）について定期的に実施するよう助言すること。なお、自治会が未設置の場合は、近隣地区の自治会と共同での実施やサポート拠点の運営事業者等による実施の検討を行うとともに、積極的な行政機関の支援に努められたい。

特に、福祉仮設住宅については、近隣住民の参加を得て実施するよう配慮されたい。
5. あらかじめ、火災等の災害発生時、応急仮設住宅の団地毎の高齢者や障害者等の要援護者を安全な場所に避難させるために、当該名簿の作成・管理、避難支援者を定める等の避難支援体制について検討されたい。
6. その他、必要に応じて消防関係機関との連携を図り、防火対策等について万全を期すよう取り組まれたい。

消防消第207号
平成23年12月2日

関係各県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長

応急仮設住宅における早急な消火体制の確立等について

応急仮設住宅における防火対策等については、「東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等について」（平成23年10月31日付け消防庁消防・救急課、予防課事務連絡）により情報提供を行い、その適切な実施に努めていただくようお願いしているところですが、冬期の火災に備えて貴県内の災害救助担当部局と連携のうえ、下記事項に留意するとともに、早急に火災発生時の対策を確立していただくようお願いいたします。

貴職におかれては、貴県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防水利の確保及び点検

- (1) 「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、防火水槽等の消防水利を確保すること。また、消防水利の確保が困難な場合においては、応急仮設住宅の受水槽の活用等、早急に消防水利の基準に準じた水利を確保すること。
- (2) 消防水利（消防水利の基準に準じた水利を含む。）の定期的な点検を実施し、水量等の状況を確認すること。

2 消火体制の早急な確立

- (1) 応急仮設住宅の位置、構造等をはじめ、周辺の地理・水利状況を直ちに確認し、現地状況の把握を行うこと。
- (2) 水槽付消防ポンプ自動車の活用や消防団との連携強化など、それぞれの応急仮設住宅における消火体制を直ちに定め、不測の事態の発生にも対応できるよう万全の対策を確立すること。

【事務担当】

消防庁消防・救急課
警防係 大森係長、井口事務官
TEL 03-5253-7522
FAX 03-5253-7532
E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

31 地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化について（依頼）
（平成23年12月27日）

消 防 災 第 4 3 6 号
平成 23 年 12 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
（公 印 省 略）

地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化について（依頼）

消防庁では、東日本大震災を受けて、平成 23 年 6 月から、有識者や地方公共団体の防災担当者で構成される「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を開催し、このたび、別添概要のとおり報告書を取りまとめました。

本報告書では、中央防災会議における防災基本計画修正の内容を踏まえながら、東日本大震災において、特に甚大な被害のあった岩手県、宮城県及び福島県の沿岸市町村からの聞き取り調査などを基に、地方公共団体が地震・津波対策に係る地域防災計画の見直しを行う際に参考となる留意点や参考事例をまとめています。

つきましては、今後の地域防災計画の見直しに際しては、本日の中央防災会議で修正された防災基本計画の内容に基づき、本報告書も参考にしながら、実効性のある地域防災計画の見直しを行っていただきますようお願いいたします。

あわせて、この旨、貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

【別添資料】

「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」の概要

※ 報告書全文は、消防庁ホームページでご覧いただけます。

「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書
（平成 23 年 12 月）」

http://www.fdma.go.jp/disaster/chiikibousai_kento/index.html

担当 震災対策専門官 小野山
震災対策係長 上坂
電話 03-5253-7525 FAX 03-5253-7535

I 被害想定等

2 市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応

【主な委員の意見】

- 防災対応に当たるべき基礎自治体である市町村が壊滅的な状況に陥ったが、その対応を検討すべき
- 市役所、警察署、消防署、基幹病院等の設置場所、耐震化、通信基盤等の点検、見直しを行うべき など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、22団体(59%)において、本庁舎又は支所等が全壊、半壊、浸水等の被害を受けた。また、19団体(51%)で、災害対策本部の設置場所の変更を余儀なくされた。
- 市町村庁舎・消防署や避難所等の移転を含めた安全対策、非常用電源設備などの点検、整備を推進。非常用電源については、設置場所や燃料等の備蓄も含め、必要な時間を確保すべき。想定復旧期間を十分に上回る期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める必要がある。
- 市町村が壊滅的被害を受けた場合を想定し、都道府県は迅速な支援、バックアップ等ができるような仕組み・体制を整備すべき。
【参考事例】災害発生時における都道府県の市町村への支援の取組
①ひょうご災害緊急支援隊(兵庫県)、②県境なき技師団(新潟県)、③緊急防災推進員制度(大阪府) など

II 避難対策等

1 津波に関する避難指示等の住民への伝達体制等

【主な委員の意見】

- 和歌山県の沿岸市町村で避難指示、避難勧告が発令されたものの、避難者数(避難所での確認人数)は少なく、今後、大きな課題 など
- 津波に関する避難勧告等に係る発令基準の策定状況(平成22年11月1日現在)は、津波が想定される656団体のうち445団体(67.8%)が策定済、147団体(22.4%)が策定中。速やかな策定と策定済みの場合の内容の再点検が必要。
- 情報伝達時、避難時等において、災害時要援護者に配慮するとともに、避難対策の見直しが必要。
【参考事例】日頃から避難訓練(年4回)により助かった沿岸部の介護施設の入所者・職員80名(宮城県石巻市)

2 津波に対する避難指示等の住民への伝達手段

【主な委員の意見】

- 防災行政無線等の電源確保、避難所への情報伝達手段の確保・整備 など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、避難指示等の住民への主な伝達手段は、①消防団による広報、②防災行政無線(屋外拡声器)、③防災行政無線(戸別受信機)、④広報車の扉に多かった。このうち、避難指示等と併せて、津波警報(大津波)の津波の高さまで伝達した団体は約3割であり、その主な手段は防災行政無線(屋外拡声器)、防災行政無線(戸別受信機)であった。
- J-ALERTの活用とともに、防災行政無線、コミュニティFM、緊急通報メール(エリアメール等)、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保と住民への確実な伝達を推進。併せて、耐震性の向上、津波の影響を受けない場所への移設、非常用電源の確保なども重要。
【参考事例】防災行政無線による緊迫感を持った避難の呼びかけ(茨城県大洗町)、ツイッター(宮城県仙台市)やコミュニティFM(宮城県山元町)の活用

3 沿岸部の地形や都市化の状況など地域の特性も考慮した、避難場所、避難路等の整備・確保

【主な委員の意見】

- 避難所に避難している者に対する細やかでローカルな避難や被害に関する情報提供のあり方の検討が必要
- 車を使って良い人と悪い人、使って良い地域と悪い地域などの棲み分けも必要かもしれない
- 歩行速度も含め、避難時間を考慮した避難の実動訓練の実施
- 国民保護との連携も視野に入れ、自衛隊車両等の幅などを考慮した避難路等の整備を進めることが必要 など

【補足説明(主なもの)】

- 避難場所、避難所等の点検、見直しを一層推進すべき。併せてこれら施設への情報伝達の体制・手段を整備・確保を一層充実すべき。
【参考事例】県主導による沿岸市町村の避難所、避難場所の点検及び安全レベル(3段階)の設定(和歌山県)
消防防災GISを活用した津波浸水想定区域の表示と活用(三重県伊勢市)
小学校における避難スロープ(岩手県大船渡市)や避難階段(同県岩手町)の整備、蓄光石を用いた夜間でも見易い避難誘導看板(高知市)
- 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるようまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況により、このような対応が困難な地域については、車による避難も含め、津波到達時間などを考慮して津波から避難する対策を十分に検討することが必要。
- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、津波避難計画を策定している団体は、14団体(39%)、平成22年度に津波防災訓練を実施したのは30団体(81%)。一方、沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)のうち、津波避難計画の策定は119団体(20%)、住民が参加する津波避難訓練の実施(毎年実施)は、131団体(22%)に留まっている。
【参考事例】県主導による市町村の避難場所の点検及び安全レベル(3段階)の設定(和歌山県)、住民参加による夜間の津波避難訓練の実施(徳島県阿南市)、小学生の参画による実践的な津波避難訓練(和歌山県海南市)

III 災害応急対策等

1 初期の情報収集手段

- 災害時は通常の通信手段が使用できないことを想定し、様々な情報収集手段を事前に確保・整備

【参考事例】消防団によるトランシーバーを活用した連絡(岩手県山田町)、衛星携帯電話を活用した救助要請(宮城県女川町)
町内会による迅速な安否確認の取組[世帯全員が無事な場合、玄関先に黄色い旗を掲げて避難](宮城県仙台市)

2 防災事務に従事する者の安全確保

【主な委員の意見】

- 行政職員、消防団員など、現場の第一線で働いている職員、団員が犠牲に。これら職員や団員の安全確保の検討が必要

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、14の市町村で職員が死亡又は行方不明となり、消防団員の死者・行方不明者は254人であった。
- 主な被災3県の沿岸37市町村では、職員等の安全確保について必ずしもマニュアル化されていなかった。沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)のうち、地域防災計画等において避難指示等や水門閉鎖に当たる者等の安全確保について定めている団体は46団体(8%)。
【参考事例】水門閉鎖対応時間の設定(兵庫県洲本市)

Ⅲ 災害応急対策等

3 住民の安否情報の確認

【主な委員の意見】

- 孤立集落対策が重要。無線や衛星携帯電話の整備も重要だが高齢者が使いやすいような仕組み等の構築が必要 など

【補足説明(主なもの)】

- 携帯電話、インターネットなどの手段により、災害用伝言ダイヤル、伝言板、検索機能付き避難者名簿のほか、地方公共団体においても避難者名簿のホームページ掲載などの取組が行われたが、今後の災害に向けて、安否確認や避難先の情報提供などについて、手段の多様化、情報提供内容等の充実を推進する必要がある。

4 中・長期にわたる災害対応

【主な委員の意見】

- 住民に関するデータのバックアップの検討・整備が必要
- 非常用電源は設置の有無のみならず、電源確保時間が重要 など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、庁舎被災などを含め、災害対策本部が設置された施設において、非常用電源の整備がなされていた団体は26団体(70%)であった。また、震災前に災害対応を行う施設(災害対策本部の設置場所)の代替施設を定めていた団体は14団体(38%)。なお、沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)のうち、災害対応を行う施設(庁舎)の機能喪失又は著しい低下等に備えて代替施設等を定めているのは、169団体(29%)。

【参考事例】LGWAN ASPサービスを活用した情報のバックアップ(埼玉県皆野町)、被災者支援システム(兵庫県西宮市)

Ⅳ 災害予防等

1 物資等の備蓄・輸送等

【主な委員の意見】

- 自治体備蓄の在庫管理及び輸送手段に係るシステムの構築が重要。また、津波浸水の影響を受けない備蓄場所かどうかの点検も重要
- 津波浸水予想地域の住民に対し、高台の避難所に非常持出し品を預けるシステムの検討(例:避難所に箱を用意し、住民が持ち寄り、自治体が保管) など

【補足説明(主なもの)】

- 大震災を踏まえ、備蓄しておくべき物資の品目、数量等の検討、確保が必要。その際、男女共同参画の視点に留意すべき。
- 物資の仕分け、配送等民間の物流専門事業者の活用を事前に検討すべき。

【参考事例】県主導による市町村の備蓄品目、数量の点検、洗い出し(和歌山県)
物資の仕分け、配送における民間事業者の活用(宮城県気仙沼市)

2 都道府県の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等

【主な委員の意見】

- 施設整備などのハード整備だけでなく、訓練や協定締結などのソフト対策も含め、見直す必要がある など

【補足説明(主なもの)】

- 平成22年4月1日現在、市区町村1,750団体のうち、1,571団体(89.8%)が防災に係る相互応援協定を締結。このうち、他の都道府県の市区町村との協定締結は、820団体が行っている。

【参考事例】岩手県の被災沿岸市町村への後方支援の取組(岩手県遠野市)

関西広域連合によるカウンターパート方式による支援の取組、全国知事会・市長会・町村会の取組

- 災害時の応援の受け入れを想定し、応援計画の策定を検討すべき

【参考事例】四国4県広域応援協定に基づく広域応援計画の策定(愛媛県)

3 住民の防災意識向上のための普及啓発

【主な委員の意見】

- ハザードマップそのものが安心マップになっていた感がある。マップに示されていない危険性をどう住民に理解してもらうかが重要。ハザードマップは一つのモデルであり、全てではないことを住民に丁寧に説明する必要がある。ハザードマップを介在させた住民と行政との協働による点検・話し合いが重要

- 釜石市の小・中学校における児童・生徒の避難の成功事例があるように、防災教育が重要。自治体のトップに対する研修も重要 など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、36団体(97%)が津波ハザードマップを作成。沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)では、327団体(56%)が作成していた。

- 今回の大震災では、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識された。とりわけ、市町村においては住民とのリスクコミュニケーションを充実させることが重要。

【参考事例】小・中学生を守った防災教育の取組(岩手県釜石市)

Ⅴ その他

【主な委員の意見】

- シンクタンクに地域防災計画を作成してもら自治体が多い。計画の見直しは、自治体の担当者自らが関わり、その見直す過程に価値がある など

【補足説明(主なもの)】

- 地域防災計画の策定、見直しに当たっては、時系列災害対応の明示、災害対応業務の優先順位の設定、数値目標の設定など、実効性ある計画の策定、見直しを行う必要がある。

【参考事例】時系列の災害初期対応を明記した地域防災計画(震災対策編)(新潟県、兵庫県伊丹市)

「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」の策定～避難準備完了時間を設定した対策～(和歌山県)